

〈NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**：SDGsの実施指針について

2. **議題の背景**：日本政府によるSDGs実施指針が昨年12月22日に公表されました。本協議会は、SDGs実施指針策定後、初めての協議会となります。

3. **議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）**：

実施指針の策定そのものに加え、市民社会含むマルチステークホルダープロセスにて実施指針が策定されたことを歓迎します。その上で、実施指針に基づく今後のODAの実施が「誰一人取り残さない」SDGsの理念の実現に寄与するものになるよう、市民社会は切望します。

4. **外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）**：

5. **議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）**：

以下についてご回答をお願いいたします。

(ア) SDGs実施指針について、その意図・内容をご共有いただけますでしょうか。

① **【誰一人取り残さない、人間の安全保障確保のためのODAに向けて】** 国際協力に関わる本文の箇所、及び具体的施策（付表）について、SDGs前後でどのように日本の国際協力・ODAが変化したか、あるいは今後変化するかについて、重点的にご説明いただけますでしょうか。誰も取り残さない国際協力の第一歩として、事業を実施する際には、受益者について、ゴール16への取り組みの強化（政府機関の透明性や能力の向上）や、被差別グループへの差別の禁止や人権の保障を前提に、性・民族・カースト・障害など差別を受けやすい属性別データの収集を強化することが挙げられます。現在の付表に挙げられている技術支援に加え、各事業実施においてこうしたデータの収集とそれを反映した実施が必要かと思われそうですが、いかがでしょうか。

② **【テロ対策と基本的自由権の擁護】** SDGsターゲット16.10は、「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」と基本的自由権の擁護を掲げています。一方で、ダッカ襲撃事件後、国際協力関係者の安全対策強化の方針が打ち出されていますが、この方針をそのままNGOに適用すれば、本来自由を保障されるべき市民活動、最も支援が必要な人にリーチをするためのNGO活動に様々な制約が課されることを懸念しています。この点について、SDGs目標16の観点から、貴省のご見解をお聞きできればと存じます。

③ **【開発資金】** 日本は、ドナー国としてSDGs目標 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する資金」に大きな責務がある

かと存じます。一方で、策定された『SDGs実施指針』においては、これまでもご提案させていただいている通り、資金拠出の増大に向けた取組みが弱いのではないかと懸念します。今後、アディスアベバ行動計画に示された「追加的かつ革新的な資金源の追求」やSDGsターゲット17.3「複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する」等を達成するために、国内資金動員への更なる支援、グローバル連帯税の導入等の施策がさらに進むことを期待します。

- (イ) 第二回SDGs推進本部会合開催の際に、「具体的な推進策」として、「国際保健」、「難民及び難民受け入れ国支援」、「女性の活躍推進の3つが発表されましたが、これら推進策について、資金の使途等ご説明を願えますでしょうか。
- (ウ) 実施指針本文には「SDGs実施のための府省庁ごと又は各府省庁横断的な取り組みを推進していくための政策誘導として（中略）適切な財源確保に努める」とありますが、実施指針策定後、SDGs実施のための予算はどのように確保されるのでしょうか。
- (エ) 7月には国連ハイレベル政治フォーラムにて、日本政府として自主レビューに参加することを表明なさっています。本自主レビューに関し、国内での準備プロセスや、そのプロセスでの市民社会参加の機会についてお聞かせ下さい。

- 氏名：大野容子
- 役職：アドボカシー・スペシャリスト
- 所属団体：（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／動く→動かす／SDGs市民社会ネットワーク